

# 公民館を市民センターに

## 名張市 営利活動も可能に 来年度から

名張市は二〇一六年度から、市内の公民館を、営利目的の事業もできる「市民センター」にする。社会教育法による制約が多く、地域住民のニーズに対応しきれないと判断した。公民館を指定管理する各地域の住民自治組織からも要望があった。市の担当者は「運営の自由度を高めることで、より地域の事情にあった施設になるはずだ」と説明する。

(植木創太)

対象は、市公民館条例が定める十七施設のうち、住民自治組織が指定管理している十五施設。二十日の市議会全員協議会で市側が明らかにした。十二月三日開会予定の十二月定例会で、公民館条例廃

止と市民センター条例設置を提案する。移行によって、有償ボランティアの派遣や特産品の開発加工など、住民自治組織が独自に実施する事業の拠点としても施設を使うことができる。

サークル活動で作った物品の販売が可能になることも利点。事業を通して得た利益を住民自治組織が使うことも可能となる。公の施設としての趣旨に反する事業については、条例施行規則やマニュアル

ルで一定の制限を設けていくという。管轄は市教育委員会から地域部へ移るが、生涯学習の機能は維持する。市教委が策定した指針に基づき、センター条例の中で、指定管理者に市と共同で生

涯学習事業に取り組むことを義務付ける。担当者は「利益をサービスの充実に使ってもらうことで、生涯学習の取り組みの質も上がるはずだ」と期待する。

対象とならない二施設は青蓮寺公民館と国津公民館。青蓮寺は地域へ譲渡し、国津は隣接する「国津の杜」に組み込む方針。

移行される十五館は〇六年の指定管理者制度導入以来、各地域の住民自治組織が運営。住民による公民館運営は「住民が自ら考え、自ら行う」を掲げる市の重要施策となっている。